

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
広小路庁舎地下1階書庫等入居工事	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 福岡 洋志 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成29年6月1日	三菱地所プロパティマネジメント株式会社 名古屋支店 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	現に使用している入居ビルより当該工事について指名先が指定されているため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当すると判断されるため、会計法29条の3第4項に該当	4,505,760	4,148,280	92.07%					
一宮公共職業安定所プレハブ改修工事	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 福岡 洋志 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成29年6月9日	日東工営株式会社 名古屋支店 名古屋市中村区名駅4-2-11 ナビタ名灯ビル4F	現に使用している物件の工事であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	1,609,200	1,447,200	89.93%					
広小路庁舎11・12階レイアウト変更工事(建築)	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 福岡 洋志 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成29年6月9日	三菱地所プロパティマネジメント株式会社 名古屋支店 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	現に使用している入居ビルより当該工事について指名先が指定されているため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当すると判断されるため、会計法29条の3第4項に該当	4,014,340	4,008,960	99.87%					
広小路庁舎7階レイアウト変更工事(建築)	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 福岡 洋志 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成29年6月16日	三菱地所プロパティマネジメント株式会社 名古屋支店 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	現に使用している入居ビルより当該工事について指名先が指定されているため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当すると判断されるため、会計法29条の3第4項に該当	3,620,814	3,398,760	93.87%					
広小路庁舎7・11・12階レイアウト変更工事(設備・防災)	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 福岡 洋志 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成29年6月23日	三菱地所プロパティマネジメント株式会社 名古屋支店 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	現に使用している入居ビルより当該工事について指名先が指定されているため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当すると判断されるため、会計法29条の3第4項に該当	4,502,356	4,116,960	91.44%					
広小路庁舎11階北・12階レイアウト変更に伴う電源設備工事	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 福岡 洋志 名古屋市中区三の丸2-5-1	平成29年6月29日	三菱地所プロパティマネジメント株式会社 名古屋支店 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	現に使用している入居ビルより当該工事について指名先が指定されているため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当すると判断されるため、会計法29条の3第4項に該当	2,130,840	1,886,760	88.55%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。